

清須市成年後見センター設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市成年後見センター（以下「センター」という。）の設立に関し必要な事項を検討するため、清須市成年後見センター設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) センターの業務内容及び運営体制に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 準備委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 医療機関関係者
- (4) 福祉機関関係者
- (5) 民生委員・児童委員の代表者
- (6) 障害者福祉関係団体の代表者
- (7) 健康福祉部長
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日からセンターの設立の日までとする。

(委員長等)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第6条 準備委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。